

合併協議会だより

新市の名称三候補

新市名称の候補に、次の三候補が選定されました。

山^{やま}県^{がた}市
美^み濃^の山^{やま}県^{がた}市
岐^ぎ北^{ほく}市

CONTENTS

ごあいさつ	2ページ
第11回合併協議会の報告	2ページ
新市における個人への補助金等	4ページ
新市の行政組織	4ページ
シリーズ合併支援 その③ 合併特例債	5ページ
市町村合併のツボ	6ページ

編集・発行／高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局
〒501-2192 岐阜県山県郡高富町高木1000番地1
高富町役場庁舎2階

TEL.0581(23)1100 FAX.0581(23)1101
E-mail info@gappei-tim.jp
U R L http://www.gappei-tim.jp

ごあいさつ

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

会長 高富町長 平野 元はじめ

この度、高富町・伊自良村・美山町合併協議会会長に就任いたしました高富町長の平野元はじめでございます。

会長としての職責の重大さを改めて痛感しております。皆様の御理解と御協力により、この重責を全うしてまいりたいと存じますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

三町村におきましては、合併協議も順調に進んでおり、いよいよ大詰めでございます。

今後とも、副会長である二町村長と共に力を合わせながら、山県郡の将来が輝かしいものになるよう、全力を尽くしてまいる所存でございますので、一層のご指導・ご鞭撻を重ねてお願い申し上げます。就任のごあいさつといたします。

第11回 合併協議会の報告

七月一日、高富町役場庁

舎三階大会議室において、第十一回高富町・伊自良村・美山町合併協議会が開催されました。

矢口副会長のあいさつの後、報告及び議案の審議に入りました。

報告事項

報告第二十号

第一回・第二回議会議員の定数等に関する検討小委員会報告について

第一回・第二回議会議員の定数等に関する検討小委員会の協議結果として、委員長と副委員長の選任と、合併に際しての議会議員の身分については、概ねの方向として在任特例制度を適用し、在任期間や定数等については継続して協議していくことが報告されました。

協議事項

協議第八号

新市の名称について(継続協議)

新市名称の選定にあたり、出席した合併協議会委員で投票が行われ、十候補の中から「岐北市」、「美濃山県市」、「山県市」の三候補が選定されました。また、次回の合併協議会で、新市の名称を決定することも確認されました。

協議第二十二号

新市まちづくり計画について(継続協議)

新市まちづくり計画につ

いて概ね承認され、この原案を元に、岐阜県と協議を重ね、最終的に新市まちづくり計画を決定していくことが確認されました。

協議第三十三号

国民健康保険事業の取扱いについて(継続協議)

(保険給付・助成関係)

継続協議となっていた無受診世帯表彰について、一世帯につき五千円相当の記念品を進呈すること。ただし、被保険者の人数加算は、行わないものとすることが承認されました。

協議第三十六号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり承認されました。

◇高富町、伊自良村及び美山町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第九条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

◇山県郡障害児療育施設事



務組合、山県郡老人福祉施設事務組合、山県消防組合、山県郡環境衛生施設組合及び山県郡保健福祉事務組合の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

◇職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

◇職名及び任用については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。◇給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給を保障する。

協議第三十七号 特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり承認されました。

◇新市の職務執行者につ

ては、三町村の長が別に協議して定めるものとする。

◇特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は、三町村の長が協議して定めるものとする。

協議第三十八号 産業・建設関係事業の取扱いについて

◇小口融資制度については、小口融資制度については、中小企業者の経営安定を図るため、岐阜県の施策動向を踏まえながら引き続き実施し、若しくはこれに代わる制度を設ける。なお、制度を見直す場合には、借入残高のある者が制度改正により支障を来さないよう最大限に配慮することが承認されました。

(公営住宅)

◇公営住宅については現行のとおりとし、新市においても適正な維持管理に努めるとともに、公営住宅供給

の推進を図るものとする。とが承認されました。

(都市計画)

◇都市計画については現行のとおりとし、見直し等については新市において調整することが承認されました。

協議第三十九号 個人への補助金等の取扱いについて

◇個人への補助金等の取扱いについては、次のとおり承認されました。
◇個人への補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調整するものとする。
◇三町村で同一あるいは同種の補助金等については、統一を図るものとする。

◇三町村で独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、地域全体の均衡を保つよう調整する。

◇個人への補助金等について、詳しくは四ページをご覧ください。

協議第四十号 事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについては、次のとおり承認されました。

◇新市における事務組織及び機構については、次の「新市における組織・機構の整備方針」に基づき整備するものとする。「新市における組織・機構の整備方針」

- ①行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- ②市民が利用しやすく、市民の声を適正に反映することができる組織・機構
- ③指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- ④簡素で効率的な組織・機構

◇新市の行政組織について、詳しくは四ページをご覧ください。

新委員紹介

平野元委員の辞職に伴い、山田登さんが合併協議会委員に就任されました。

小委員会開催

七月十五日に第三回議会議員の定数等に関する検討小委員会、七月二十五日に第四回議会議員の定数等に関する検討小委員会が開催されました。

継続協議となっていた議会の議員の定数、任期及び選挙区の取扱いについて、慎重かつ十分に協議が行われました。

小委員会委員交替

平野元委員に替わり、杉田寛男さんが小委員会委員に就任されました。



新市における 個人への補助金等

ここでは、新市において実施される個人への補助金等のうち、主なものを紹介します。

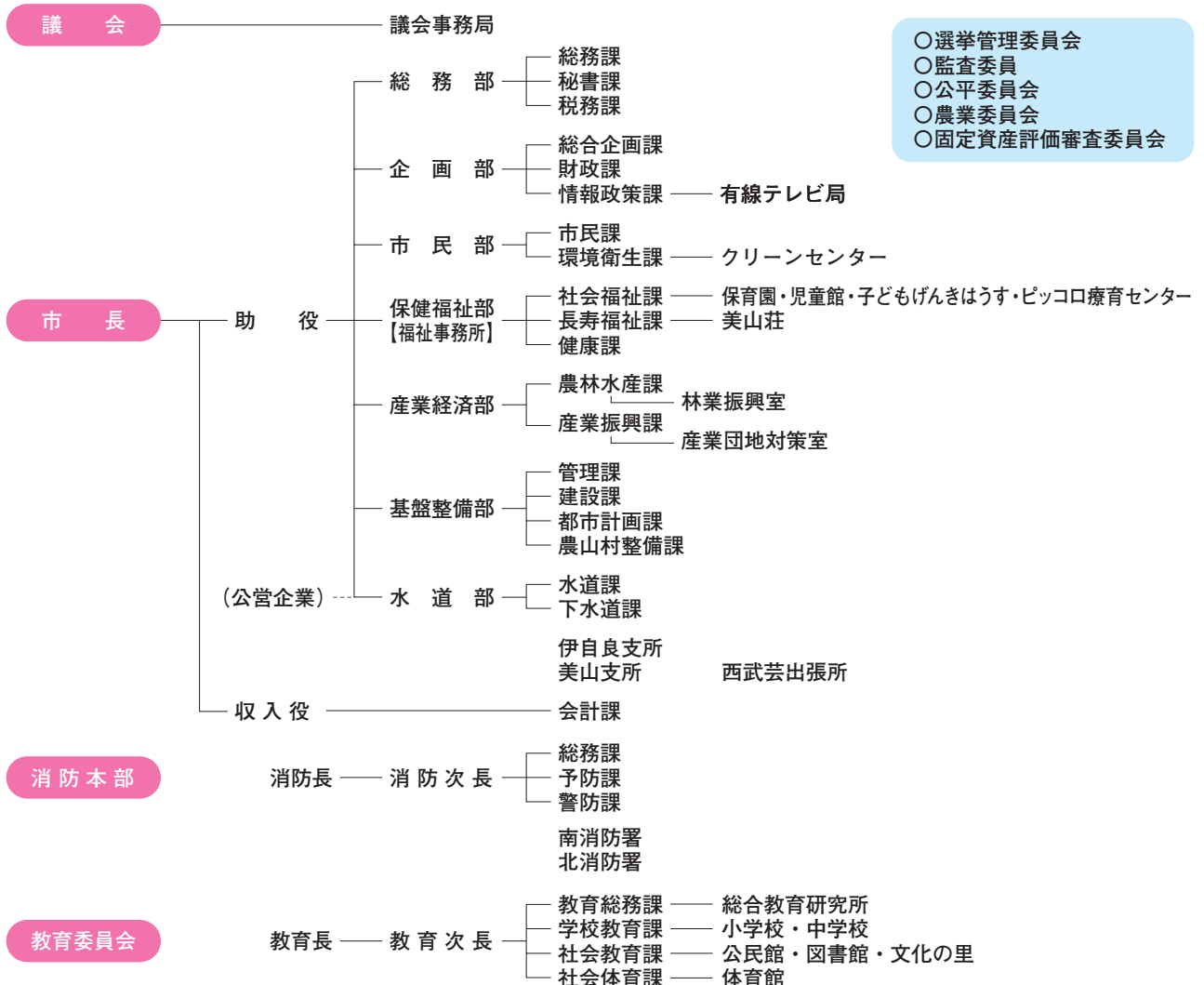
項目	対象者、助成額等	備考
チャイルドシート購入費助成金	【対象者】6歳未満の幼児のためにチャイルドシートを購入した保護者で、保護者、幼児ともに新市に在住している者 【助成額】購入価格の2分の1(助成限度額10,000円)	高富町と美山町は、この助成制度を現在実施していません。
電動生ごみ処理機、生ごみ処理容器(コンポスト)購入費助成金	【助成金】購入価格の2分の1(助成限度額15,000円)	助成額の一番高い高富町の例に統一しました。
合併処理浄化槽設置整備事業補助金	【対象区域】公共下水道認可区域を除く地域及び農業集落排水区域で本管に面していない土地 【補助限度額】6～7人槽 438,000円 8～10人槽 555,000円 等	高富町と伊自良村は、この補助制度を現在実施していません。
家屋災害見舞金	【対象家屋】固定資産評価台帳による評価額の5割以上の被害を対象 【支給額】1件につき 住家 50,000円 非住家 20,000円	伊自良村と美山町は、この制度を現在実施していません。

新市の行政組織

ここでは、新市の行政組織について紹介します。

新市における組織・機構の整備方針

- ①行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- ②市民が利用しやすく、市民の声を適正に反映することができる組織・機構
- ③指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- ④簡素で効率的な組織・機構



【1事務局7部27課2室】

合併特例債

今月号は、合併特例法等による国の財政的支援のうち、合併特例債を紹介します。

合併特例債は、主に下記のような目的の事業等に用いられます。

- (1) 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
- (2) 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業
- (3) 合併市町村における地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域における地域振興等のための基金の積立

合併特例債の特徴

◎合併特例債は、対象事業費の概ね95%が充当できるとともに、その元利償還金の70%が後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される、特に有利な地方債の一つです。

3町村が合併した場合、合併特例債は、「新市まちづくり計画」の基本方針に基づいた事業の財源に有効活用されます。

新市のまちづくりの基本方針

- 1 健やかで安らかなまちづくり
【施策項目】 ○福祉機能の強化 ○福祉施設等の整備
○防災まちづくり ○河川・砂防事業 等
- 2 便利で快適なまちづくり
【施策項目】 ○幹線交通網の整備促進
○上下水道の整備 ○住環境の整備
○情報通信基盤の整備 等
- 3 豊かで美しい自然を守るまちづくり
【施策項目】 ○森林の整備と活用 ○循環型社会の構築 等
○水環境の整備
- 4 活力あふれる産業のまちづくり
【施策項目】 ○農林業の振興 ○商工業の振興
○産業立地の推進 ○交流拠点の整備 等
- 5 豊かな心と文化を育むまちづくり
【施策項目】 ○教育環境の整備 ○生涯学習・スポーツ振興
○地域文化の振興 等

十年間で最大約百四十億円の合併特例債を用いることができます。

新市の運営に支障を来さないように、財政計画に沿って、計画的に事業を執行していくことになります。

合併協議事項一覧表

平成14年7月1日現在

承認：● 協議中：▲ 未協議：○

合併協議会における協議事項		
1	合併の方式	●
2	合併の期日	●
3	新市の名称	▲
4	新市の事務所の位置	●
5	財産及び債務の取扱い	●
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	▲
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	●
8	地方税の取扱い	●
9	一般職の職員の身分の取扱い	●
10	特別職の職員の身分の取扱い	●
11	条例、規則等の取扱い	●
12	事務組織及び機構の取扱い	●
13	一部事務組合等の取扱い	●
14	使用料・手数料等の取扱い	●
15	公共的団体等の取扱い	●
16	各種団体への補助金、交付金等の取扱い	●
17	町、字の区域及び名称の取扱い	●
18	慣行の取扱い	●
19	消防団の取扱い	●
20	各種事務事業の取扱い	●
	1 自治会関係事業	●
	2 防災関係事業	●
	3 地域情報化関係事業	●
	4 総合交通関係事業	●
	5 国民健康保険事業	●
	6 福祉関係事業	●
	7 保健・環境関係事業	●
	8 産業・建設関係事業	●
	9 上・下水道関係事業	●
	10 学校教育関係事業	●
	11 社会教育関係事業	●
	12 その他協議が必要な事業	●
21	新市建設計画に係る事項	▲

市町村合併のツボ

もし、三町村が合併して新市になった場合、小口融資制度を進める上で、ペイオフ解禁にどのように対応していくのか？

はじめに、ペイオフ解禁とは、政府により全額払い戻しの保証がされていた預金などが、金融機関が破綻した場合、元本一千万円とその利息までしか払い戻し

の保証がされなくなる制度のことを言います。今年四月から定期預金など一部については開始され、来年四月からは全面的に解禁される予定です。

現在、高富町は四千八百万円、伊自良村は百五十万円、美山町は六千万円を金融機関に預託して、中小企業経営者へ小口融資を実施しています。ペイオフ解禁が全面的に実施されれば、この預託金も保証されなくなるため、何らかの対応が必要となります。

新市になった場合のペイオフ解禁への対応としては、岐阜県も同じような制度を行っているため、県の施策動向を踏まえながら検討していくこと、若しくはこれに代わる制度を設けることになっていきます。なお、制度を見直す場合には、借入残高のある方が制度改正により支障を来さないように最大限配慮することになっていきます。

もし、三町村が合併して新市になった場合、都市計画区域はどうなるのか？

現在、高富町の全域が都市計画区域に指定されており、新市になった場合、都市計画区域の指定は現行のまま変わりません。

なお、都市計画区域に指定されていない伊自良地域及び美山地域を含めた新市の都市計画の見直し等については、新市において調整されることとなります。

会議録等を閲覧できます

合併協議会の会議録や会議資料を閲覧できます。希望される方は、合併協議会事務局、伊自良村又は美山町役場の市町村合併相談窓口までお越しください。

合併協議会を傍聴できます

会議の傍聴を希望される方は、会議開始十五分前までに会場にお越しください。傍聴証をお渡します。なお、希望者が定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。

編集後記

八月一日から、水の週が始まります。水は、私たちが生きるために欠かせないものであると同時に、生活に潤いを与えてくれる自然の恵みでもあります。

美山の川は本当にキレイですね。あの冷たい川水が、何とも言えないほど気持ちいい！川遊びやバーベキューはもう最高です！これからもきれいな川で遊べるように、ゴミの持ち帰りなどを心掛けていきたいですね。

()



この印刷物は石油系インキではなく、地球に優しい大豆油を使用したインキで印刷されています。



古紙配合率100%再生紙を使用しています。